

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

天龍村における人口は1,205人（令和3年1月1日現在住民基本台帳登録人口）で、昭和31年平岡村と神原村が合併し現在の天龍村が発足して以来、人口が減少し続けており著しく過疎化が進んでいる。日本全体の人口ピラミッドをみると、全ての年齢層にわたって、全体的に規模が縮小しており、こうした中でも老年人口比率は増加しているのが現状である。

地域内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。

このような中、独自の取り組みとして若年者等の村内への定住を図るため、定住促進条例による「UIターン助成金」や「後継者助成金」、産業振興を推進するため「商工業振興条例」を制定し支援を行ってきたところである。

今後さらに、村内中小企業者の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継いでいきたいと思える企業づくりを支援していくことが喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、村内企業の労働生産性の向上を推進し、さらなる当村の産業振興を図ることを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に2件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を策定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当村の産業は、農業、林業、製造業、建設業、商業、サービス業等、多岐に渡り、多様な業種が村内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。よって、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当村の産業は、村内広域に立地しており、広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画の対象地域は村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当村の産業は、農業、林業、製造業、建設業、商業、サービス業等、多岐に渡り、多様な業種が村内の経済、雇用を支えており、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画の対象業種、事業はすべての業種、事業とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

先端設備等導入計画が、次のいずれかに該当する場合は認定しない。また、認定後に該当することが判明した場合は、認定を取り消すことがある。

- ・人員削減を目的とした取組と認められる場合。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものなど、地域環境に特に配慮が必要な取組と認められる場合。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員である者又はそれらと密接な関係を有する者と認められる場合。
- ・村税等を滞納している者に係る先端設備等導入促進計画と認められる場合。
- ・その他、村長が適当でないと認める場合。